

# 社会福祉法人豊和福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人豊和福祉会(以下、当法人という。)の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が当法人の理事会の出席につき、次に規定する報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (年額)	費 用 弁 償 (年額)
理事会出席報酬等	30,000円	10,000円

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報 酬 (年額)	費 用 弁 償 (年額)
評議員会出席報酬等	20,000円	10,000円

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

4 当該報酬の支払時期は毎年3月25日を目途とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、当法人及び施設の運営のために行う業務につき、別表1の報酬及び実費弁償費を支払うこととする。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて当法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

5 当該報酬の支払時期は、毎月10日締め当月25日払いとする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	日当(日額)	そ の 他
実 費	13,300円	3,000円	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4 当該旅費等の支払時期は、出張後5日以内とする。

附 則

この規程は、平成29年6月15日より適用する。

令和 5年 4月 1日改訂

令和 7年 4月 1日改訂